

宿泊事業者のみなさまへ

宿泊税の手続きをお願いします！

1人1泊**10,000円以上(素泊まり、税抜き)の宿泊**[※]が見込まれる施設については、ホテル等の経営者が特別徴収義務者の登録手続きをした上で、宿泊税を宿泊者から徴収し、東京都に納入する必要があります。

※ 制度改正に伴い、**令和9年4月より課税対象施設、課税免除基準及び税率が変更**となります(詳細については裏面をご確認ください)。

STEP 1

特別徴収義務者登録

- ◆ 新たにホテル等の経営を始める場合
経営開始の5日前まで
- ◆ 料金改定等により宿泊税の対象となった場合
対象となった日から10日以内

STEP 2

申告



- ◆ 前月の宿泊分は、**翌月の末日までに申告・納入**[※]
(例: 8月分の申告 ▶ 納入期限は9月末日)

- ※1 申告・納入は、原則毎月必要です。
- ※2 期限内に申告・納入が行われなかった場合、加算金や延滞金が課せられる場合があります。

STEP 3

納入



申告書作成の
チェックポイント
はこちら



https://www.tax.metro.tokyo.lg.jp/kazei/leisure/shuk/shuk_guide_05

詳細は
主税局HPを
ご確認ください



<https://www.tax.metro.tokyo.lg.jp/kazei/leisure/shuk/jigyousha>

東京都の宿泊税制度

宿泊税とは

宿泊税は「国際都市東京の魅力を高めるとともに、観光の振興を図る施策」に要する費用に充てるため、東京都が独自に導入した法定外目的税です。

仕組み

宿泊税は、ホテル等における宿泊に対し、その宿泊者に課されます。

徴収方法は、東京都が直接徴収するのではなく、旅館・ホテル等が宿泊者から税を徴収し、東京都に納入することとしています。このような制度を「特別徴収制度」と言い、宿泊税を申告納入していただく旅館・ホテル等の経営者を「特別徴収義務者」と言います。

詳細はこちら



令和9年4月1日より制度が変わります！

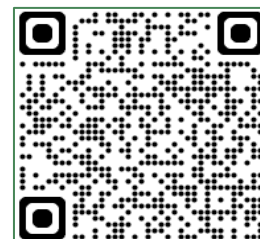
	改正後	改正前
特別徴収義務者	都内の旅館・ホテル、 簡易宿所、民泊(特区民泊、新法民泊) の経営者	都内の旅館・ホテルの経営者
課税免除	1人1泊宿泊料金が 13,000円 未満の宿泊	1人1泊宿泊料金が10,000円未満の宿泊
税 率	1人1泊宿泊料金の 3%	1人1泊宿泊料金が 10,000円以上15,000円未満 100円 15,000円以上 200円

宿泊料金に含まれるもの	宿泊料金に含まれないもの
・宿泊料、サービス料 ・旅行業者及び予約サイトの手数料 等	・宿泊に伴い提供される食事及び飲食に係る金額 ・消費税、入湯税などの租税 等

改正に伴い対象となる方の**登録申請**も受付中です！

電子申請の
詳細はこちら

提出は、郵送等のほか、自宅やオフィス等から手続きが可能な**電子申請**でも行うことができます。



※令和9年2月末までに申請をいただいた方には、3月末までに登録証票を発送予定です。

【問い合わせ先】

登録申請・申告に係る内容 : 千代田都税事務所事業税課宿泊税担当 03-3525-7183(直通)
上記以外の内容 : 課税部課税指導課個人事業税担当 03-5388-2907(直通)